

「JIS 製品」認証基準書

Rev. : 15

(2023.4.1 発効)

一般財団法人 日本建築総合試験所
製品認証センター

大阪府大阪市中央区内本町2丁目4番7号 大阪U2ビル

第1章 総則

1.1 適用範囲

本基準書は、登録認証機関である一般財団法人 日本建築総合試験所 製品認証センター（以下、当機関という）が、以下の区分のうち、別紙1に示す製品を対象に行う認証業務に適用し、申請者より申請のあったJISの製品が継続的に当該JISの要求事項に適合していることを評価、認証する手続きを文書化したものである。

- (1) JISの区分「A（土木及び建築）」に分類される鉱工業品のうち土工機械等を除く
- (2) JISの区分「R（窯業）」に分類される鉱工業品のうちガラス及び建設用材料等に限る
- (3) JISの区分「S（日用品）」に分類される鉱工業品のうち家具に限る

ただし、レディーミクストコンクリート、プレキャストコンクリート製品、コンクリート用再生骨材H、再生骨材コンクリートM及び再生骨材コンクリートLについては、それぞれの認証基準書に示す。

1.2 参照規格及び引用法令等

(1) 参照規格

- ・認証対象製品の該当JIS
- ・JIS Q 9001(ISO 9001)「品質マネジメントシステム—要求事項」
- ・JIS Q 17025(ISO/IEC 17025)「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」
- ・JIS Q 1001「適合性評価—日本産業規格への適合性の認証—一般認証指針(鉱工業品及びその加工技術)」

(2) 引用法令等

- ・産業標準化法
- ・産業標準化法に基づく省令
「鉱工業品及びその加工技術等に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令」

第2章 初回認証審査

2.1 認証の申請

2.1.1 対象規格

認証の対象となる製品は、以下の区分のうち別紙1に示すJISとする。

- ① JISの区分「A（土木及び建築）」
- ② JISの区分「R（窯業）」
- ③ JISの区分「S（日用品）」

2.1.2 認証の区分

申請者が依頼する認証の対象となる製品の区分（以下「認証の区分」という。）について、申請に際して、申請者と調整し決定する。

認証の区分は、原則、該当するJISごととする。製品によっては、次のいずれか又はJISと次のいずれかの組み合わせとなる。

- ① JISに定める種類又は等級ごと
- ② 申請者により定義された製品等（申請者の定める型式等）ごと
- ③ 複数のJISに係る製品の群

なお、認証された製品の種類は、認証書の別紙に記載する。

2.1.3 申請手続き

申請にあたっては、2.1.3.1 申請書及び2.1.3.2 添付書類を、登録課まで提出すること。当機関は提出された申請書及び添付書類の内容を確認し、手順に従って処理する。

2.1.3.1 申請書

申請書への記載事項は次のとおりとする。

- ① 申請者の氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名を含む）及び住所
- ② 鉱工業品の名称
- ③ 認証に係るJISの番号及び名称並びに等級又は種類
- ④ 認証の区分（JISの番号と同一の場合は省略する）
- ⑤ ロット認証の場合は、当該個数又は量
- ⑥ 認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地（⑤にあっては省略することができる）
- ⑦ 認証に係る工場又は事業場の品質管理体制
- ⑧ 品質管理責任者の氏名・役職及び連絡先

2.1.3.2 添付書類

添付書類に含む内容は次のとおりとする。

- ① 申請工場又は事業場の沿革
- ② 申請工場又は事業場配置図
- ③ 申請工場又は事業場の従業員数
- ④ 申請工場又は事業場の組織図
- ⑤ 鉱工業品の生産実績（6ヶ月間の月別生産量及びその品質管理の実績が必要。）
- ⑥ 社内規格一覧表
- ⑦ 工程の概要図
- ⑧ 鉱工業品の種類

- ⑨ 鉱工業品及びその包装等に付す表示の態様
- ⑩ 品質管理責任者に関する事項
- ⑪ 社内規格又は品質管理実施状況説明書
- ⑫ 他法令適合性等誓約書
- ⑬ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
- ⑭ その他当機関が必要と認めた書類

2.2 認証の基準

2.2.1 認証の基準

認証の基準は、次のとおりとする。

- (1) JIS Q 1001 の附属書 B (規定) に示す品質管理体制の基準
- (2) 製品、原材料、製造工程、設備、外注、苦情等の各管理については、当機関が定める個別審査手順書（最新版）を適用する。

2.2.2 認証マーク等の表示

認証マーク等の表示にあたっては、以下のことを遵守すること。

- (1) 認証取得後、JIS Q 1001 の 13. J I S マーク等及び付記事項の表示に従って表示するものとする。
なお、J I S マークの外径は別紙 2 による。
- (2) J I S マーク近傍に当機関の略称及び認証番号を付記するものとする。
- (3) 製品の形状等の特性により認証番号が付記しがたい場合は、当機関の略称を付記するものとする。

2.3 初回工場審査及び初回製品試験

2.3.1 初回工場審査

審査は、以下の項目について実施する。

- ① 申請書及び添付書類
- ② 品質管理状況の審査
- ③ 社内標準化及び品質管理の組織的な運営などに関する総括的事項の審査
申請書及び添付書類が品質管理体制の基準(B)の場合で、適切と判断する場合は、JIS Q 9001(ISO 9001)の登録内容を総括的事項の審査に活用することができる。
- ④ 製造設備・検査設備の保有状況の現認

2.3.2 初回製品試験

- (1) サンプリングは、認証に係る工場又は事業場における最終検査が終了している製品置き場から、認証の区分ごとに審査員が判定に必要な個数を抜き取る。なお、認証の区分内に複数の JIS がある場合、JIS 毎に生産量の多い製品より抜き取ることを原則とする。
- (2) 実施する試験の項目は、当該 JIS に定める”製品の品質”に掲げる全ての項目を対象とする。
- (3) 試験の方法は、当該 JIS に定められた方法で実施する。
- (4) 試験は、原則、当法人試験研究センターで実施するが、対象となる製品又は試験項目によっては、以下の機関で実施することが可能である。
 - ① 申請者の試験場所において、登録認証機関の試験員が実施
 - ② 審査員が立ち会い、申請者の試験場所において、申請者の試験員が実施
 - ③ 第三者試験機関で実施した試験データの活用

④ 申請者の試験場所において、申請者の試験員が実施した試験データの活用
ただし、①から④の試験所において試験を実施する場合は、技術審査員が JIS Q 17025 の該当する要求事項に適合していることを確認したうえで利用する。

2.4 評価

2.4.1 工場審査結果の評価

製品の製造に係る品質管理が「申請書及び添付書類」に基づいて適切に実施されており、前 2.2 項の基準を満足していると判断できた場合に「適合している」と評価する。

2.4.2 製品の試験結果の評価

試験の結果が、当該 JIS の” 製品の品質” を満足する場合に「適合している」と評価する。

2.5 認証の決定

認証の決定は、製品認証センター長が評価判定委員会の判定に基づき行う。

第3章 認証維持審査

3.1 定期の認証維持審査

3.1.1 審査の頻度

定期の認証維持審査は認証継続の可否を評価するために、臨時の認証維持審査の有無にかかわらず、以下の頻度で実施する。

- (1)初めて到来する定期の認証維持審査については、認証された日から3年が経過するまでの間。ただし、過去に認証の取消しを受け、再び当該取消しを受けた鉱工業品等の認証を取得した認証取得者に対しては、認証日以降3年間は1年ごとに1回以上。
- (2)上記(1)の定期の認証維持審査以降に到来する定期の認証維持審査については、直近の定期の認証維持審査の申請書受理日を基点とし、3年が経過するまでの間。

3.1.2 申請手続き

申請にあたっては、3.1.2.1に示す申請書及び3.1.2.2に示す添付書類を、登録課まで提出すること。当機関は提出された申請書及び添付書類の内容を確認し、手順に従って処理する。

3.1.2.1 申請書

申請書への記載事項は次のとおりとする。

- ① 認証取得者の氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名を含む）及び住所
- ② 鉱工業品の名称
- ③ 認証に係るJISの番号及び名称並びに等級又は種類
- ④ 認証の区分（JISの番号と同一の場合は省略する）
- ⑤ 認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地
- ⑥ 認証に係る工場又は事業場の品質管理体制
- ⑦ 品質管理責任者の氏名・役職及び連絡先
- ⑧ 認証番号及び認証日

3.1.2.2 添付書類

添付書類に含む内容は次のとおりとする。

- ① 前回審査後における品質管理実施状況報告書（品質管理データ含む）
- ② 申請工場又は事業場の経歴
- ③ 申請工場又は事業場配置図
- ④ 申請工場又は事業場の従業員数
- ⑤ 申請工場又は事業場の組織図
- ⑥ 社内規格一覧表
- ⑦ 工程の概要図
- ⑧ 鉱工業品の種類
- ⑨ 鉱工業品及びその包装等に付す表示の態様
- ⑩ 品質管理責任者に関する事項
- ⑪ 社内規格又は品質管理実施状況説明書
- ⑫ 他法令適合性等誓約書
- ⑬ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
- ⑭ その他当機関が必要と認めた書類

3.1.3 認証の基準

認証基準は、前2.2項による。

3.1.4 認証維持審査

- (1) 認証維持に係る工場審査は、前2.3.1項による。
- (2) 認証維持に係る製品試験は、前2.3.2項による。ただし、当機関が必要でないと判断した場合は、初回製品試験における項目のうち一部を省略することがある。

3.1.5 評価

- (1) 認証維持に係る工場審査結果の評価は、前2.4.1項による。
- (2) 認証維持に係る製品試験結果の評価は、前2.4.2項による。

3.1.6 認証継続の決定

認証継続の決定は、前2.5項による。

3.2 臨時の認証維持審査

次に掲げる場合には、臨時の認証維持審査を実施する。

- (1) 認証取得者の認証製品、製造工場の品質管理体制について、日本産業規格、国又は当センターが定める認証基準への不適合が認められ必要なときは、当該事実を把握した後、速やかに工場審査及び／又は製品試験を行うものとする。
- (2) 認証取得者が認証を行っている鉱工業品の仕様を変更し、若しくは追加し、又は品質管理体制を変更しようとするときは、当該変更又は追加が行われるまでに、工場審査及び製品試験を行うものとする。ただし、当該変更により、当該鉱工業品等がJISに適合しなくなるおそれがないときには、書面による審査のみとする。
- (3) JISの改正により、認証を行っている鉱工業品等がJISに適合しなくなるおそれのあるとき、又は認証取得者の品質管理体制を変更する必要があるときは、当該改正後1年以内に工場審査及び製品試験を行うものとする。
- (4) 認証を行っている鉱工業品等がJISに適合しない旨又は認証取得者の品質管理体制が品質管理体制の基準に適合しない旨の第三者からの申し立てを受けた場合であって、その蓋然性が高いときは、当該事実を把握した後、速やかに工場審査及び／又は製品試験を行うものとする。
- (5) 認証の一時停止を受けた場合で、是正処置後これを解除したときは、解除後1年以内に工場審査及び／又は製品試験を行うものとする。
- (6) 上記(1)から(5)のほか、認証を行っている鉱工業品等がJISに適合せず、若しくは認証取得者の品質管理体制が品質管理体制の基準に適合せず、又は適合しないおそれのある事実を把握したときは、当該事実を把握した後速やかに工場審査及び／又は製品試験を行うものとする。

別紙1 認証を行う JIS 番号及び名称

(1) JIS の区分「A (建築・土木)」 (72 規格)

A4111	太陽熱温水器
A4702	ドアセット
A4706	サッシ
A4802	カーテンレール(金属製)
A5005	コンクリート用碎石及び碎砂
A5011-1	コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材
A5011-2	コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材
A5011-3	コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材
A5011-4	コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材
A5208	粘土がわら
A5209	セラミックタイル
A5212	ガラスブロック(中空)
A5402	プレスセメントがわら
A5404	木質系セメント板
A5406	建築用コンクリートブロック
A5414	パルプセメント板
A5416	軽量気泡コンクリートパネル(ALCパネル)
A5422	窯業系サイディング
A5423	住宅屋根用化粧スレート
A5430	繊維強化セメント板
A5505	メタルラス
A5523	溶接用熱間圧延鋼矢板
A5528	熱間圧延鋼矢板
A5532	浴槽
A5536	床仕上げ材用接着剤
A5537	木れんが用接着剤
A5538	壁・天井ボード用接着剤
A5540	建築用ターンパックル
A5541	建築用ターンパックル胴
A5545	サッシ用金物
A5547	発泡プラスチック保温板用接着剤
A5548	セラミックタイル張り内装用有機系接着剤
A5549	造作用接着剤
A5550	床根太用接着剤
A5705	ビニル系床材
A5706	硬質塩化ビニル雨どい
A5721	プラスチックデッキ材
A5752	金属製建具用ガラスパテ
A5756	建築用ガスケット
A5758	建築用シーリング材
A5901	稻わら畳床及び稻わらサンドイッチ畳床
A5905	繊維板
A5908	パーティクルボード
A5914	建材畳床
A5917	衝撃緩和型畳床
A6008	合成高分子系ルーフィングシート
A6021	建築用塗膜防水材
A6022	ストレッチアスファルトルーフィングフェルト
A6023	あなあきアスファルトルーフィングフェルト
A6301	吸音材料
A6511	空洞プレストレストコンクリートパネル
A6513	金属製格子フェンス及び門扉
A6514	金属製折板屋根構成材
A6517	建築用鋼製下地材(壁・天井)

(次頁につづく)

(前頁からのつづき)

A6519	体育館用鋼製床下地構成材
A6601	低層住宅用バルコニー構成材及び手すり構成材
A6602	低層住宅用テラス屋根構成材
A6603	鋼製物置
A6604	金属製簡易車庫用構成材
A6901	せっこうボード製品
A6909	建築用仕上塗材
A6916	建築用下地調整塗材
A6918	ラス系下地用既調合軽量セメントモルタル
A6921	壁紙
A6922	壁紙施工用及び建具用でん粉系接着剤
A6931	パネル用ペーパーコア
A8652	金属製型わくパネル
A9504	人造鉱物纖維保溫材
A9510	無機多孔質保溫材
A9511	発泡プラスチック保溫材
A9521	建築用断熱材
A9523	吹込み用纖維質断熱材

(2) JIS の区分「R (窯業)」 (8 規格)

R1250	普通れんが及び化粧れんが
R2304	粘土質耐火れんが
R3205	合わせガラス
R3206	強化ガラス
R3209	複層ガラス
R3211	自動車用安全ガラス
R3213	鉄道車両用安全ガラス
R9111	陶磁器型材用せっこう

(3) JIS の区分「S (日用品)」 (4 規格)

S1021	学校用家具 - 教室用机・椅子
S1031	オフィス家具 - 机・テーブル
S1032	オフィス家具 - 椅子
S1043	オフィス家具 - 座面高さ調節式回転椅子

「JIS 製品」 認証基準書

Rev. : 15

Page : 9/10

別紙2 JISマークの外径

JIS番号	外径*	JIS番号	外径*	JIS番号	外径*	
A (土木及び建築)		A5752	20	R3205		
A4111	20	A5756	10	R3206	a=5、c=20	
A4702	10	A5758	10	R3209	a=5、c=20	
A4706	10	A5901	10	R3211	a=5、c=20	
A4802	10	A5905	a,c=6、b=30	R3213	a=5、c=20	
A5005	10	A5908	6	R9111	a=5、c=20	
A5011-1	5	A5914	10	S (日用品)		
A5011-2		A5917		S1021	10	
A5011-3		A6008		S1031	10	
A5011-4		A6021		S1032	10	
A5208		A6022		S1043		
A5209	10	A6023		※: 数字は最小の外径(mm)を示す。		
A5212	20	A6301	20	また、a~d の凡例は次による。		
A5402	15	A6511	10	a : 一製品ごと		
A5404	20	A6513	10	b : 一出荷 (一荷口、一積荷) ごと		
A5406	15	A6514	10	c : 一包装ごと		
A5414	20	A6517	a=5、c=10	d : 一容器ごと		
A5416	15	A6519	10			
A5422	10	A6601	10			
A5423	10	A6602	10			
A5430	20	A6603	10			
A5505	30	A6604	10			
A5523	5	A6901	10			
A5528		A6909				
A5532	10	A6916	10			
A5536	10	A6918				
A5537		A6921	10			
A5538		A6922	5			
A5540	a=5、c,d=10	A6931	10			
A5541		A8652	20			
A5545	a=3、c=10	A9504	20			
A5547	10	A9510	20			
A5548		A9511	10			
A5549		A9521	20			
A5550		A9523	20			
A5705	20	R (窯業)				
A5706	a=5、c=20	R1250	30			
A5721	a=5、c=10	R2304	10			

「JIS 製品」 認証基準書

Rev. : 15

Page : 10/10

改定歴

2005年	5月	26日	1.0版	発効
2005年	9月	12日	2.0版	発効
2005年	11月	12日	3.0版	発効
	(欠番)		4.0版	発効
2009年	4月	27日	4.1版	発効
2012年	4月	2日	5.0版	発効
2014年	2月	1日	6版	発効
2014年	4月	21日	7版	発効
2014年	11月	6日	8版	発効
2017年	4月	1日	9版	発効

改定版数	改定年月日 (発効年月日)	改定項目		改定の内容
10	2017年11月27日 (2017年12月1日)	別紙1	(2)	・JIS廃止に伴い、JIS K 6792及びJIS K 6793を削除した。
		別紙2	—	
11	2018年10月1日 (2018年10月17日)	第1章	1.1	・再生骨材Mを用いたコンクリートを、再生骨材コンクリートMとし、再生骨材Lを用いたコンクリートを、再生骨材コンクリートLとした。 ・認証範囲拡大に伴い、JIS A 5917を追加した。
		別紙1	(1)	
		別紙2	—	
12	2019年7月8日 (2019年7月25日)	第1章	1.1、	・JIS規格をJISに修正。 ・工業標準化法及び省令の改正に伴い、法令名称を変更。 ・日本工業規格をJISに変更。 ・字句表現、誤記等の修正。
		第2章	2.1.1、 2.1.2、 2.1.3.1、 2.3.2、 2.4.2	
		第3章	3.1.2.1、 3.2	
		別紙1	—	
		第1章	1.2	
		別紙1	—	
		第1章	1.2	
		第2章	2.3、2.4.1	
		第3章	3.1.2	
13	2021年3月8日 (2021年4月1日)	第1章	1.1	・再生骨材Hをコンクリート用再生骨材Hとした。
			1.2	・JIS Q 1001の規格名称を修正した。
		第2章	2.2.1	・JIS Q 1001の規格名称を削除した。 ・個別審査事項に係る規定を削除した。
			2.2.2	・JIS Q 1001の規格名称を削除した。
		第3章	3.1.1	・定期の認証維持審査の実施頻度について、過去に認証の取消しを受けた者が、再度認証を取得した場合を追加した。
			3.2	・臨時の認証維持審査を実施する条件を追加した。
		別紙1	—	・規格名称の誤記を修正した。
14	2021年9月6日 (2021年10月3日)	第1章	1.1	・適用範囲(認証の対象範囲)からJISの区分Kを削除した。
		第2章	2.1.1	・表からJISの区分K及びJISの区分Rのうち、JIS R 6210、JIS R 6212、JIS R 6213、JIS R 6214を削除した
		別紙1	—	
		別紙2	—	
15	2023年3月6日 (2023年4月1日)	第2章	2.5	・認証の決定に係る規定の表現を見直した。
		第3章	3.1.2.2	・定期の認証維持審査の添付書類から認証書の複写を削除した。
		別紙1	—	・JIS廃止に伴い、JIS R 1201を削除した。
		別紙2	—	